(平成 16 年 4 月 1 日規則第 34 号)

改正

(設置)

第1条 秋田大学に,人権倫理に関し必要な事項を審議するため,国立大学法人秋田大学 人権倫理委員会(平成16年規則第34号。以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) セクシュアル・ハラスメントに関すること。
 - (2) アカデミック・ハラスメントに関すること。
 - (3) 倫理の保持に関すること。
 - (4) その他人権に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。
 - (1) 理事(非常勤の理事を除く。)
 - (2) 副学長(理事を兼ねる者を除く。)のうち学長が指名する者
 - (3) 学長補佐(ハラスメント担当)
 - (4) 学長が必要と認める教員若干名
 - (5) 学長が必要と認める学外の専門家若干名

(任期)

第4条 前条第4号及び第5号の委員の任期は学長が必要と認める期間とする。ただし、 再任を妨げない。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
- 2 委員長は,委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。 (議事)
- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(調査委員会)

- 第8条 人権倫理に関し、特別に調査の必要があるときは、委員長は調査委員会を設置することができる。
- 2 調査委員会については、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。